

【本学園の役員及び教職員】

規程・デザインガイドの確認

- ① 「学校法人東海大学コミュニケーションマークの使用に関する規程」(PDF)
- ② 「コミュニケーションマークデザインガイド」(PDF)



コミュニケーションマークの使用範囲

①の第5条第1項～4項に該当する場合

①の第5条第1項～4項以外の場合

第5条 コミュニケーションマークは、第4条に定める使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、使用することができる。

- (1) 学位記、賞状、各種証明書等の公式文書
- (2) 教育研究活動や広報活動で使用する施設・設備・備品及び電子媒体
- (3) 本学園及び各機関の公式 Web 媒体
- (4) 本学園の教職員が使用する名刺



各機関・校舎に配付されたコミュニケーションマークを使用

※事務担当よりデータ提供も可能



以下まで問い合わせる

お問い合わせ先（事務担当）

学校法人東海大学 理事長室広報課

TEL : 03-3467-2211 MAIL : [pr@tokai.ac.jp](mailto:pr@tokai.ac.jp)